

役員報酬等規定

白頭学院寄付行為第13条に基づき役員報酬等規定を下記の通り定める。

第1条 定義

- 1 役員とは理事及び監事をいう。
- 2 役員報酬とは役員勤務実態に即して支給される月額報酬（又は年俸）、賞与、退職金をいう。

第2条 第1条第2項目に定義された、役員報酬は当面の間支給しない

第3条 会議日当

第2条に関わらず、役員が重要会議に出席したとき、会議日当として別表1の基準に基づき現金にて支給する。

第4条 出張旅費については別途定める。

別表1

会議の種類	日当	備考
1 理事会並びに監査会	1万円	
2. 執行役員会（仮称）	5千円	
3. その他（労使協議会等）	5千円	

但し当然職理事である校長は対象外とする。